

# 前橋市国民健康保険税条例の改正について（議案第44号）

国民健康保険課

## 1 改正の理由

子ども・子育て支援法等の改正により、子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

(1) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とし、その課税限度額を3万円とする。

(2) 子ども・子育て支援納付金課税額の税率及び額は、次のとおりとする。

区 分	税率・額
所得割額	0.3%
被保険者均等割額	1,200円
18歳以上被保険者均等割額	100円
世帯別平等割額	800円

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の軽減措置は、次のとおりとする。

### ア 低所得世帯

区 分		軽 減 額
被 保 険 者 均 等 割 額	7割軽減世帯	840円
	5割軽減世帯	600円
	2割軽減世帯	240円
18歳以上 被 保 険 者 均 等 割 額	7割軽減世帯	70円
	5割軽減世帯	50円

	2割軽減世帯	20円
世帯別 平等割額	7割軽減世帯	560円
	5割軽減世帯	400円
	2割軽減世帯	160円

イ 出産被保険者

出産予定の被保険者又は出産した被保険者の産前産後期間に係る所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額する。

ウ 18歳未満被保険者

18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る被保険者均等割額を10割減額する。

3 施行期日

令和8年4月1日